



SONDERHOFF  
EINSEL

# 日本における営業秘密保護の実務

実務の視点に基づく改正不正競争防止法と  
近時の裁判例のポイント

弁護士 松永章吾

# 日独制度比較

## (改正不正競争防止法施行後)

	日本	ドイツ
転得者の不正取得、使用、開示を処罰	○	○
海外での不正取得、使用、開示を処罰	○	○
未遂処罰	○	○
刑罰（個人）	10年/3000万円以下	5年以下/罰金上限無
刑罰（法人）	10億円以下	100万ユーロ以下
犯罪収益没収	○	○
非親告罪	○	○
営業秘密侵害物品の輸入禁止	○	×
被害者立証責任/証拠収集	立証責任転換規定	査察命令

## 被害者の立証負担の軽減（法5条の2）

- 加害者による営業秘密の不正使用について、被害者の立証負担を軽減（5条の2）
  - ①加害者による違法な営業秘密（生産方法等）の取得＋②関連事業の実施の事実を立証すると、**加害者は他の技術で生産できることを反証しなければならない。**

## 営業秘密保護強化の背景

- 雇用形態の多様化や人材の流動化により、退職者による営業秘密の流出が深刻な問題となっている。
  - 新日鐵住金 v. ポスコ事件（2012年）、東芝 v. SKハイニックス事件（2014年）
  - 経済産業省平成24年度「人材を通じた技術流出に関する調査研究」（取引先や共同研究先による営業秘密漏洩は10%未満）

## 営業秘密の定義（法2条6項）

- 秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう（TRIPS協定39条2項と同様の要件）。
  - 法による保護を受けるためには、①**秘密管理性**、②有用性、③非公知性の3要件を充足する必要がある。
  - 3要件の解釈適用を示した最高裁判例はなく、下級審裁判例と経済産業省による営業秘密管理指針（2015改訂）が実務上の参考となる。
  - 裁判例の要求する秘密管理性の程度は、2000年～2010年頃まで厳格化したが、現在は緩和傾向にある。
    - ◆ **秘密であることが従業員にとって認識可能な管理が求められる。**  
（営業秘密管理指針も主観説を採用）
    - ◆ 秘密管理の不備を救済する判断が散見されるようになった。

## 営業秘密が契約で保護されるとは限らない

- 退職者との秘密保持契約、取引先や共同研究者間でのNDAによって合意した営業秘密が必ずしも保護されるとは限らない。
  - 退職時誓約書の合意を、「営業秘密」（法2条6項）に該当するものに限定解釈した裁判例（東京地判平20.11.26）
  - NDAの限定解釈がなされる場合
- 主観説に基づく秘密管理措置が必要

## 中途採用によるコンタミネーション対策が必要

- 法改正後、自社が他社の営業秘密侵害の共犯（共同不法行為者）とされるリスクが増大している。
  - 相手方企業から営業秘密の使用差止請求、損害賠償請求及び信用回復措置請求を受ける危険がある（不正競争防止法3条～9条、14条）。
- 採用前ヒアリングの実施が必要
  - 特定された営業秘密保持義務を負っているかの確認
  - 他社の秘密保持が業務に利用される可能性についての検討

END  
ご静聴ありがとうございました。